名古屋市事業者システムで作成した障害福祉サービス費等を再請求する場合の請求

データの作成方法について

(1) 過去の請求データの確認

修正する提供年月に対応したパソコンの C ドライブ直下にあるフォルダの名古屋市事業者シ ステムのプログラムファイル(先頭がPで始まるファイル)を起動します。

※名古屋市事業者システムの保存フォルダ

平成21年10月~平成24年3月提供分 ・・・ ¥事業者システム200910

平成 24 年 4月~平成 26 年 3月提供分 ・・・ ¥事業者システム 201204

(平成26年4月提供分以降は請求データ作成不可)

過去に請求し印刷してある明細書及び実績記録票と名古屋市事業者システムに保存してある データが一致していることを確認します。

(2) 事業者情報及び対象者情報の確認及び修正

名古屋市事業者システムは事業者情報及び対象者情報の各項目を1つずつのみもつ(履歴はも てない)ため、事業者情報及び対象者情報が提供年月時点の状態(過去の明細書の状態)となっ ているか確認し、異なる場合は修正します。以下の情報は特に注意して確認します。

·地域区分

・サービス種類毎の単位数単価

事業者情報及び対象者情報の修正については、操作マニュアル(共通編)参照

(3) 再請求する請求データの作成

請求データの不備を修正し、提供実績管理画面で算定し直した上で上書き保存します。請求明 細管理画面では前回の明細を必ず削除し、再度明細を作成します。

(4)印刷

明細書及び実績記録票を印刷し請求データを確認します。

(5) 国保連データ作成

国保連提出用データを作成し送信します。